

役員等費用弁償規程

平成 29 年 3 月 30 日 制定

社会福祉法人にしおこっぺ福祉会

社会福祉法人にしおこっぺ福祉会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にしおこっぺ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき評議員、役員並びに、その他法人が委嘱した委員等の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 業務、事務打ち合わせ
- (5) 理事長による決裁業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、日当及び車賃等の交通費とし、次の表に定める額を支給する。

区 分	日 当	交通費
理事長	5,500円	陸路片道5キロメートル以上の場合に限り、車賃1キロメートル37円で算出した金額を支給する。
理 事	5,500円	〃
監 事	5,500円	〃
評議員	5,500円	〃
法人が委嘱した委員等	5,500円	〃

- 2 公共交通機関を利用しなければ、第2条に掲げる業務に従事できない者においては、利用する公共交通機関の定める料金を支給することができる。
- 3 費用弁償の支払いは、原則としてその都度支給するものとするが、必要に応じ理事長が定める日に数回若しくは一括して支給することもできる。
- 4 第2条に掲げる業務の他、研修会等に参加する場合及び公務のための旅行については、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 理事等を兼務する施設職員においては、第2条に掲げる業務についての費用弁償支給は適用しない。

(雑則)

第5条 この規程の定めがない事項については、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年3月30日制定し、平成29年4月1日から施行する。